

◇大阪市金融系外国企業等の集積の促進及び国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税の課税の特例に関する条例

- 1 金融系外国企業等の集積の促進及び国際競争力の強化を通じて本市内の経済の活性化を図るため、地方税（法人市民税）の特例を定めるとともに、特例の適用に必要な事業計画の認定等に関する事項を定めることにしました。
- 2 この条例は、市長が定める日から施行することにしました。

（経済戦略局立地交流推進部立地推進担当）